

茅ヶ崎市病院事業職の設置等に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 8 日

茅ヶ崎市病院事業管理者 中 沢 明 紀

茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第 4 号

茅ヶ崎市病院事業職の設置等に関する規程等の一部を改正する規程

(茅ヶ崎市病院事業職の設置等に関する規程の一部改正)

第 1 条 茅ヶ崎市病院事業職の設置等に関する規程（令和 5 年茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 4 項を第 6 項とし、第 3 項の次に次の 2 項を加える。

4 第 1 項の規定にかかわらず、病院事業管理者が特に必要と認めるときは、同項に定めるもののほか、副院長 1 人を置くことができる。

5 前項の規定による副院長は、医療看護職員をもって充てる。

(茅ヶ崎市病院事業管理者の職務の代理に関する規程の一部改正)

第 2 条 茅ヶ崎市病院事業管理者の職務の代理に関する規程（令和 5 年茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

本則第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

(2) 副院長であつて、茅ヶ崎市病院事業職の設置等に関する規程（令和 5 年茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第 1 4 号。以下「職規程」という。）第 2 条第 3 号に規定する医療職員である者

(3) 副院長であつて、職規程第 2 条第 1 号に規定する一般行政職員である者
本則に次の 1 号を加える。

(4) 副院長であつて、職規程第 2 条第 5 号に規定する医療看護職員である者

(茅ヶ崎市病院事業事務決裁規程の一部改正)

第 3 条 茅ヶ崎市病院事業事務決裁規程(令和 5 年茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「第 3 条第 1 項」の次に「及び第 4 項」を加える。

(茅ヶ崎市病院事業職員の給与の支給等に関する規程の一部改正)

第 4 条 茅ヶ崎市病院事業職員の給与の支給等に関する規程（令和 5 年茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 の 5 の表に次のように加える。

7 級	副院長の職務
-----	--------

(茅ヶ崎市病院事業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部改正)

第5条 茅ヶ崎市病院事業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程（令和5年茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号オ中「及び6級」を「、6級及び7級」に改める。

（茅ヶ崎市病院事業職員管理職手当規程の一部改正）

第6条 茅ヶ崎市病院事業職員管理職手当規程（令和5年茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

別表第2の4の表中

6級	3種	93,500円	を
	4種	87,000円	

」

7級	2種	105,500円	に改める。
6級	3種	93,500円	
	4種	87,000円	

」

（茅ヶ崎市病院事業職員特殊勤務手当規程の一部改正）

第7条 茅ヶ崎市病院事業職員特殊勤務手当規程（令和5年茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「5級及び6級」を「5级以上」に改める。

（茅ヶ崎市病院事業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部改正）

第8条 茅ヶ崎市病院事業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（令和5年茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

職務の級6級の職員（参事の職にある者に限る。）	を
-------------------------	---

」

」

職務の級7級の職員	に改める。
職務の級6級の職員（参事の職にある者に限る。）	

」

（茅ヶ崎市病院事業職員の旅費に関する規程の一部改正）

第9条 茅ヶ崎市病院事業職員の旅費に関する規程（令和5年茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第32号）の一部を次のように改正する。

「 _____ 」 「 _____ 」

別表第 1 中

6 級又は 5 級

を

7 級
6 級又は 5 級

に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。